

環水大総第0800208002号  
平成20年3月25日

警察庁交通局長  
外務省経済局長  
経済産業省製造産業局長  
資源エネルギー庁次長  
各都道府県知事  
各政令市長  
社団法人日本自動車工業会長  
日本自動車輸入組合理事長

殿

環境省水・大気環境局長

自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について（通知）

今般、平成20年1月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第九次答申）」に基づき、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第19条第1項に規定される自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月環境庁告示第1号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知します。

○環境省告示第三十一号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

環境大臣 鴨下 一郎

別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を次のように改める。

<p>粒子状物質のうちディーゼル黒煙</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>四十パーセント</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>三十五パーセント</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>三十パーセント</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であ</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>二十五パーセント</p>	

<p>つて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>		
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>二十五パーセント</p>

同表備考第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。  
別表第一の二粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を次のように改める。

<p>粒子状物質のうちディーゼル黒煙</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>四十パーセント</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>三十五パーセント</p>	
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>三十パーセント</p>	

別表第二粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を次のように改める。	粒子状物質のうちディーゼル黒煙	小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	二十五パーセント
		軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が	八モードによる測定	二十五パーセント
		無負荷急加速時の測定	無負荷急加速時の測定	四十パーセント	光吸収係数 $0.5 \text{ m}^{-1}$

<p>十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>		
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>定 無負荷急加速時の測</p>	<p>三十五パーセント</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>定 無負荷急加速時の測</p>	<p>三十パーセント</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>定 無負荷急加速時の測</p>	<p>二十五パーセント</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が</p>	<p>定 無負荷急加速時の測</p>	<p>二十五パーセント</p>

百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの

同表備考第二号中「ディーゼル黒煙について、」の下に「光吸収係数又は」を加え、「汚染度により」を「汚染度を」に、「方法をいい、当該」を「方法をいう。」に改める。

同表備考第三号から第五号までの規定中「二十五パーセント」を「光吸収係数〇・五〇B<sub>1</sub>」に改め、同表備考に次の一号を加える。

六 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十九年十二月十三日環境省告示第百十三号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇B<sub>1</sub>」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件新旧対照条文（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。  
大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一～三（略）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。  
大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一～三（略）

別表第一

別表第一

窒素酸化物	炭化水素			非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	蒸発ガスの排出されるもの	パイロガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	自動車	自動車	（略）	（略）

窒素酸化物	炭化水素			非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	蒸発ガスの排出されるもの	パイロガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	自動車	自動車	（略）	（略）

粒子状物質	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)

備考  
一〇十一 (略)

十二 (略)  
十三 (略)

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種類	(略)
	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)	(略)
非メタン炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	(略)	(略)
炭化水素	排気管から排出されるもの	(略)
プロパンガス	(略)	(略)
その他	(略)	(略)

粒子状物質	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)
	全負荷時の測定
	二十五パーセント

備考  
一〇十一 (略)

十二 (略)  
十三 (略)  
十四 (略)

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種類	(略)
	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素	(略)	(略)
非メタン炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	(略)	(略)
炭化水素	排気管から排出されるもの	(略)
プロパンガス	(略)	(略)
その他	(略)	(略)

十二 全負荷時の測定とは、自動車の原動機を最高出力時の回転数の三十パーセント、四十パーセント、六十パーセント及び百パーセントの回転数(回転数が毎分八百回転未満のものにあつては、毎分八百回転)で全負荷運転している状態において発生し、排気管から大気中に排出されるそれぞれのディーゼル黒煙について、日本工業規格D八〇〇四に定める汚染度により測定する方法をいい、当該汚染度による測定は、同規格に定めるポンプ形採取装置を用いて行うものとする。

窒素酸化物	(略)	蒸発ガスとし て排出される もの	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)		

備考(略)

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	(略)		
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)	無負荷急加速時の測定	光吸収係数0・503

備考

一 (略)

二 無負荷急加速時の測定とは、自動車の原動機を無負荷運転している状態から無負荷のまままで当該原動機の最高回転数で運転している状態まで急に加速した後、引き続き当該原動機の最高回転数で運転している状態において発生し、排気管から大気中に排出されるディーゼル黒煙について、光吸収係数又は日本工業規格D8004に定める汚染度を急に加速する時から測定する方法をいう。汚染度による測定は、同規格に定めるポンプ形採取装置を用いて行うものとする。

窒素酸化物	(略)	蒸発ガスとし て排出される もの	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)	全負荷時の測定	二十五パーセント

備考(略)

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	(略)		
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント

備考

一 (略)

二 無負荷急加速時の測定とは、自動車の原動機を無負荷運転している状態から無負荷のまままで当該原動機の最高回転数で運転している状態まで急に加速した後、引き続き当該原動機の最高回転数で運転している状態において発生し、排気管から大気中に排出されるディーゼル黒煙について、日本工業規格D8004に定める汚染度により急に加速する時から測定する方法をいう。当該汚染度による測定は、同規格に定めるポンプ形採取装置を用いて行うものとする。

三 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成三年三月二十七日環境庁告示第十六号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇三」とあるのは、「五十パーセント」とする。

四 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成八年一月十九日環境庁告示第一号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車（平成三年三月二十七日環境庁告示第十六号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車を除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇三」とあるのは、「四十パーセント」とする。

五 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成九年三月三十一日環境庁告示第十七号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車のうち軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が一万二千キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び平成八年一月十九日環境庁告示第一号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇三」とあるのは、「四十パーセント」とする。

六 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十九年十二月十三日環境省告示第百十三号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇三」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

付録第一（略）  
付録第二（略）

三 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成三年三月二十七日環境庁告示第十六号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「二十五パーセント」とあるのは、「五十パーセント」とする。

四 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成八年一月十九日環境庁告示第一号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車（平成三年三月二十七日環境庁告示第十六号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車を除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「二十五パーセント」とあるのは、「四十パーセント」とする。

五 法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成九年三月三十一日環境庁告示第十七号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていない自動車のうち軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が一万二千キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び平成八年一月十九日環境庁告示第一号による改正後の別表第一粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「二十五パーセント」とあるのは、「四十パーセント」とする。

付録第一（略）  
付録第二（略）